

あわら市図書館資料除籍基準（案）

1 目的

この基準は、あわら市図書館資料の適切な維持・管理（魅力ある新鮮な蔵書構成の維持）を図るために必要な、資料の除籍について定めることを目的とする。

2 除籍の対象資料

除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 汚損・破損資料

ア 汚損、または破損の程度が著しく、修理その他の方法による回復が困難な資料。

イ 書き込み、一部脱落、切り抜き、型紙等の欠落などの事由により利用に供せない資料。

ウ 修理・製本のためにかかる費用が、新しく購入する場合より高くつく資料。

(2) 不用資料

ア 出版後10年以上経過している資料で、将来の利用価値が見込めない資料。

イ 出版年に関わらず、出版後の経過により、内容が古くなり、資料的価値を失った資料。

ウ 内容の重要部分の改訂、および法令・規則・基準等の改正による内容の改訂により、従来の内容では誤解を生じさせるおそれのある資料。

エ 記述内容に重大な誤りがあり、利用に供することが適当でない資料。

オ 出版年に関わらず、図書館に複本の所蔵があり、将来的に利用頻度が少ないと判断できる資料。

(3) 亡失・不明資料

ア 蔵書点検の結果、所在不明となった資料で3回以上調査してなお不明の資料。

イ 貸出中の資料で、利用者の所在が不明となった資料。

ウ 利用者が汚損、破損または紛失した資料で、やむを得ない事情により現物での弁償が不可能な資料。

エ 館外貸出中の資料が盗難・災害・火災等の事故のため回収が不可能と認められた資料。

※ 点字図書、録音図書（テープ）、布絵本、ビデオ、CD、DVD等の図書以外の除籍についても、図書に準ずるものとする。